

1 AEC2025 における物品の貿易の自由化と円滑化計画

石川 幸一 *Koichi Ishikawa*

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
亜細亜大学 教授

要約

- ・ ASEANは、2025年を目標年次とするASEAN経済共同体（AEC）2025の構築を推進している。AEC2025の実行計画が統合戦略的行動計画（CSAP）である。CSAPは、AEC2025の5つの柱について分野別作業計画、スケジュール、担当機関などが明示されている。
- ・ CSAPの物品の貿易の計画では、①ASEAN物品貿易協定（ATIGA）の強化、②原産地規則の施行の簡素化と強化、③貿易円滑化の施行の加速と深化、④税関、⑤任意規格・強制規格・適合性評価の5分野が取り上げられている。②から⑥は貿易円滑化に関連した項目であり、AEC2015で関税撤廃を中心に自由化が相当程度進展したことから貿易円滑化を重視している。
- ・ ATIGAの強化では、非関税障壁の撤廃が課題である。具体策は示されおらず、ガイドラインとより強い規律の検討が示されている。また、輸入関税に関する最恵国待遇の適用が検討されることになっている。原産地規則では、TPPに規定されている完全累積が導入されるか注目される。

はじめに

ASEAN 経済共同体 (AEC) ブループリント 2025 は、2017 年 2 月に発表された AEC2025 統合戦略的行動計画 (CSAP) により実施されている^{注1}。CSAP は、ブループリント 2025 の 5 つの柱である A 統合され高度に結束した経済、B 競争力のある革新的でダイナミックな ASEAN、C 高度化した連結性と分野別協力、D 強靱で包摂的、人間本位・人間中心の ASEAN、E グローバル ASEAN について、目的、戦略的措置、主要行動計画、スケジュールを示している。「A 統合され高度に結束した経済」は、AEC2015 の第 1 の柱である「単一の市場と生産基地」を引き継いだ目標であり、①物品の貿易、②サービス貿易、③投資環境、④金融統合・金融包摂・金融安定化、⑤熟練労働者・商用訪問者の移動円滑化、⑥グローバル・バリュー・チェーンへの参画強化の 6 つが行動分野となっている。AEC2015 の第 1 の柱にあった優先統合分野と食料・農業・林業は C に移され、グローバル・バリュー・チェーンへの参画強化が加わった。これは AEC2015 では第 4 の柱に位置付けられていた。

本論では、CSAP の物品の貿易の計画の内容を検討する。物品の貿易の計画の目的は、域内における競争力のある効率的かつシームレスな物品の移動を実現するために国境および国内の貿易を阻害する規制的な障壁を削減あるいは撤廃することである。物品の貿易では、① ATIGA の強化、②原産地規則の施行の簡素化と強化、③貿易円滑化の施行の加速と深化、④税関、⑤任意規格・強制規格・適合性評価の 5 分野が取り上げられている。

1. ATIGA の強化

ATIGA (ASEAN 物品貿易協定) は、僅か 10 条の AFTA - CEPT 協定に代わる 10 章 98 条の包括的な協定として 2009 年 5 月に調印、2010 年 2 月に発効している^{注2}。

1.1. ASEAN の中心性確立のための規定の拡充（2016 年－ 25 年）

①域内貿易の促進における ATIGA（ASEAN 物品貿易協定）の効果の評価（2017 年－ 18 年）、②輸入関税に対する自動的な最恵国待遇の適用可能性の検討（2016 年－ 18 年）、③ ASEAN 加盟国における貿易救済措置の手続きの見直しと通報義務の強化の検討（2018 年－ 19 年）の 3 行動計画があげられている。

②の最恵国待遇は、ATIGA5 条の規定である。ある ASEAN 加盟国が非加盟国と輸入関税に関して ATIGA よりも有利な約束の協定を結んだ場合、他の加盟国はその加盟国に対してその待遇より不利でない待遇を獲得する交渉を行うことができ、その待遇（特惠関税）はその加盟国により一方的にかつ全加盟国にて適用されるという規定である。たとえば、ASEAN の加盟国が域外国と FTA を結び、ATIGA よりも有利な（ゼロを含む低い税率）を約束した場合、その税率よりも不利でない税率を他の ASEAN 加盟国にも与えることを求める交渉ができるとの規定である。CSAP では、輸入関税に関して最恵国待遇を自動的に適用することを検討するとしている。ASEAN 非加盟国に対して ASEAN 加盟国よりも有利な待遇を与えることは他の分野でも起きており、その解消は今後の課題となるであろう^{注3}。

③の貿易救済措置は、86 条でセーフガード措置、87 条でダンピング防止税と相殺関税が規定されている。86 条は加盟国が GATT19 条とセーフガード協定、農業協定 5 条の権利と義務を有すること、87 条は GATT6 条と 1994 年 GATT6 条の実施に関する協定、GATT16 条と補助金および相殺関税に関する協定の権利と義務を有するとの規定である。近年の FTA では、貿易救済措置の域内相互不適用や規律の強化を盛り込む例がみられるが、ATIGA は多くの FTA と同様に WTO 協定の権利・義務を確認する協定になっている。見直しの具体的な内容や方向性は判らないが、ASEAN 加盟国が域外国と締結している FTA ではダンピング防止税の賦課期間の短縮、セーフガード発動要件や期間の短縮など規律を強化している例がある。

1.2. ATIGA の通報プロセスの強化 (2016 年 - 25 年)

①加盟国の通報義務の遵守のモニタリングスキームの確立 (2017 年 - 18 年)、② ATIGA の附属書 1 (通報措置リスト) に従う事項についての通報義務の実施についての加盟国間の対話の開始のために加盟国の相互通報を認める規則の見直し (2017 年 - 20 年)。

通報手続きは 11 条に規定されている。通報の対象となる措置は、関税、輸入割当、課徴金、数量制限、その他の非関税措置、関税評価、原産地規則、任意規格・強制規格・適合性評価、衛生植物検疫、輸出税、輸出入許可手続き、輸出入に関連した外国為替管理、ASEAN 関税分類の 8 桁レベルを超える関税目的の適用であり、高級経済事務レベル会議 (SEOM) と ASEAN 事務局に実施の 60 日前に通報する義務がある。これらの措置は透明性の向上に役立つ。

1.3. 残存する関税障壁の削減 (2016 年 - 25 年)

① 7% 柔軟性リストに残るカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの関税の撤廃 (2018 年)、② ベトナムとカンボジアの石油製品関税の撤廃 (2024 年 - 25 年)。

CLMV は 2015 年 1 月に関税を撤廃したが、7% の品目は 2018 年 1 月 1 日に関税が撤廃されることになっており、計画通り撤廃が行われた。2018 年 1 月に関税が撤廃された品目は各国 640 - 670 品目で合計 2,645 品目である。これにより自由化率はカンボジア 98.5%、ラオス 96.3%、ミャンマー 99.3%、ベトナムが 98.1% となる^{注4}。ベトナムとカンボジアは石油製品を ATIGA のスケジュール G (全加盟国が合意したスケジュールにより削減) に分類していた。これは両国が石油精製施設を建設しており立ち上げ初期に輸入品との競合との保護のため関税を残しているためである^{注5}。2018 年 1 月の残存関税の撤廃により 1993 年に関税撤廃が開始された ASEAN の自由貿易地域は全域で実現し、自由化率は 98% を超える高いレベルとなる。

1.4. 非関税措置の貿易歪曲効果について取組むことにより非関税措置 (NTM) の貿易保護効果とコンプライアンスコストを最小にする (2016年-25年)

①効果的に NTM に取組む手続きとガイドラインの開発 (2016年-19年)、② NTM に取組むための ATIGA におけるより強い規律の検討 (2016年-25年)、③ NTM の更新と見直し (2016年-25年)、④ビジネス界および他のステークホルダーの関与強化 (2016年-25年)、⑤ ASEAN の NTM データベースを ASEAN 貿易リポジトリ (ATR) および各国の貿易レポジトリ (NTR) に含めるための見直しと更新 (2016年-25年)、⑥ ATIGA の衛生植物検疫 (SPS) 関連の活動と SPS 関連の作業グループとタスクフォースとの調整 (2016年-25年)、⑦ SPS 関連の事案と問題の協議の促進 (2016年-25年)。

AEC2015 では関税の撤廃は実現したが、非関税障壁の撤廃はほとんど進まず、AEC2025 の最重要課題となっている。ATIGA では、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイは 2010 年 1 月 1 日、フィリピンは 2012 年 1 月 1 日、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムは 2015 年 1 月 1 日までに撤廃される計画だった。現在、企業が直面する非関税障壁を関係国と ASEAN で協議する取り組み (Matrix of Actual Cases on NTM/NTBs) を実施している。NTM をどのように削減・撤廃するかについての新たな具体策は示されておらず、どのようなガイドラインと規律が打ち出されるか注視する必要がある。

1.5. ATIGAのSPS章の措置の同等 (84章) および協力 (85章) 関連の活動の見直しと更新 (2016年-25年)

衛生植物検疫 (SPS) 章 (8 章) では、WTO の SPS 協定への準拠 (79 条)、同協定の権利と義務の確認と国際機関の基準・指針への準拠 (81 条)、ASEAN の SPS 委員会 (AC-SPS) の設置 (82 条) などが規定されている。措置の同等は他の加盟国の措置が自国の SPS 措置と異なっても自国の衛生植物検疫上の適当な保護の水準を達成できることを客観的に証明できる場合は他の加盟国の措置を同等なものとして認める規定であり、非

関税障壁の撤廃に効果がある。84条では、WTOのSPS協定、国際規格、ガイドラインなどにより措置の同等に関する協力を強化すること、SPS協定4条と国際および地域規格により措置の同等取り決めを進めることが規定されている。2017年11月には、「ジェネリック薬品の生物学的同等性研究報告に関するASEAN相互承認取決め（ASEAN Mutual Recognition Arrangement (MRA) on Bio-equivalence (BE) Study Reports of Generic Medical Products）」が署名されている。

2. 原産地規則の施行の簡素化と強化

2.1 原産地規則の強化

①貿易促進的でビジネスフレンドリーな観点での原産地規則の見直し（2017年－25年）、②ATIGAの完全累積（full cumulation）の可能性の検討、③付加価値基準におけるビルドアップあるいはビルドダウン方式の選択を導入する可能性の検討（2017年－18年）。

AFTAの原産地規則は、累積付加価値基準（40%）と関税番号変更基準の選択方式であり、デミニミス・ルール、第3国経由でもAFTAが利用可能（リ・インボイス、Back to Back原産地証明書の導入）など企業の使いやすい規則と評価されている。AFTAではASEANでの付加価値（ASEANコンテンツ）が40%以下であっても20%以上であればその分を累積できる部分累積が認められているが、20%以下であってもASEANコンテンツを累積できる完全累積について検討するとしている。完全累積はTPP協定で採用されている。

ビルドアップは原産価額の計算における積み上げ方式、ビルドダウンは控除方式である^{注6}。ビルドアップはインドネシア、ラオス、ミャンマー、シンガポールが採用し、残りの6か国はビルドダウンを採用している。

2.2 原産性の決定の証明手続きの簡素化（2016年－25年）

①グローバル・バリュー・チェーンへの参加促進のための原産地証明の

フォーム D の簡素化（2016 年 - 25 年）、②運用上の証明手続き（OCP）の簡素化（2017 年 - 25 年）、③ ASEAN 全体での自己証明の実現（2016 年 - 18 年）。

ASEAN の原産地証明は商業省など政府機関が発行する第 3 者証明制度であるが、2010 年から自己証明制度の導入に取り組み始めた。現在、シンガポール、マレーシア、ブルネイが 2010 年に開始し、その後、タイ、カンボジア、ミャンマーが参加した「認定輸出者自己証明制度（第 1 自己証明制度）」と 2014 年にインドネシア、フィリピン、ラオスが開始し、タイとベトナムがその後参加した「認定輸出者自己証明制度（第 2 自己証明制度）」の 2 つのパイロットプロジェクトが実施されている^{注7}。第 2 自己証明制度は、認定輸出者は製造業者のみなど限定的な制度である。二つの自己証明制度を評価し、2015 年末の AEC 設立に合わせて 10 か国が参加する「ASEAN 地域自己証明制度」を開始する予定だったが、遅れており、2018 年中の採用を目指している^{注8}。

2.3. ASEAN シングルウィンドウ（ASW）、ASEAN 貿易リポジトリ（ATR）、ASEAN 投資サービス貿易解決（ASSIST）など実施されているメカニズムの貿易円滑化制度の利用強化（2016 年 - 25 年）

通関手続きを電子化するナショナル・シングル・ウィンドウ（NSW）を各国間で相互に接続し電子データの交換を行なう ASEAN シングル・ウィンドウ（ASW）は、5 か国でパイロットプロジェクトを行なっていた。ASW 実施に関する法的枠組み議定書は 2015 年 9 月に ASEAN 財務相会議で署名されている。AFTA の原産地証明書（ATIGA フォーム D）の電子的交換は、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムの 5 か国間で 2018 年 1 月に開始された。

ATR（ASEAN Trade Repository：ASEAN 貿易リポジトリ）は、ATIGA13 条に基づき設立され、各国の貿易関連情報のデータベースである NTR（ナショナル貿易リポジトリ）を相互に接続したもので ASEAN 事務局のウェブ上で利用できる。ASSIST（ASEAN Solutions for Investment, Services and Trade：ASEAN 投資サービス貿易解決）は、ATIGA88 条の

貿易投資問題解決のための ASEAN 協議（ACT）の実施のために設立され、投資、サービス貿易、物品貿易に関する問題の解決のために ASEAN 事務局のウェブ上に設置されたメカニズムであり、問題に直面した ASEAN をベースとする企業が申し立てをできる。ただし、ASSIST は紛争解決メカニズムではなく拘束力のない協議メカニズムである^{注9}。ASSIST は EU の制度である SOLVIT を参考にしており、ATR とともに EU が協力している。

3. 貿易円滑化の施行の加速と深化

3.1. ATIGA 貿易円滑化措置の強化（2016 年－ 25 年）

① ATIGA の貿易円滑化規定と WTO の貿易円滑化協定の履行支援（2016 年－ 25 年）、② 零細中小企業のための ATIGA の貿易円滑化規律の改善（2017 年－ 25 年）、③ 貿易円滑化措置の実施モニタリングメカニズムの強化（2016 年－ 25 年）。

ATIGA の貿易円滑化は第 5 章で規定されている。貿易円滑化の対象は、税関手続き、貿易規則と手続き、任意規格・強制規格・適合性評価（STRACAP）、衛生植物検疫（SPS）、ASW などである（46 条）。その他、貿易円滑化の原則、作業プログラムの進展モニタリングなどが規定されている。WTO の貿易円滑化協定は 2014 年 11 月に採択され、2017 年 2 月に発効した。事前教示、シングルウィンドウなど貿易手続きの透明性の向上・迅速化、税関当局間の協力、開発途上国および後発開発途上国に対する優遇措置および能力構築、WTO 紛争手続きの適用などが規定されている。

3.2. 貿易円滑化運用プラットフォーム（2016 年－ 25 年）

① ATR/NTR、ASW、② Tariff Finder、③ ASSIST の全面的運用（2016 年－ 18 年）、④ ASW ウェブポータルへのリンクを含む ASEAN 域内貿易の円滑化における ATR の最適化（2016 年－ 25 年）、⑤ ASSIST の効果の実施（2016 年－ 25 年）、⑥ ASW の強化のための ATIGA 調整委員会（CCA）と ASW-SC の協議（2016 年－ 25 年）。

Tariff Finder は、企業、とくに零細中小企業が ASEAN の FTA について最新の情報にアクセスできることを目的にしており、ATIGA、AANZFTA（豪州ニュージーランドとの FTA）、ACFTA（中国との FTA）、AIFTA（インドとの FTA）、AJCEP（日本との FTA）、AKFTA（韓国との FTA）がカバーされている。

3.3. 地域レベルでの民間と公共部門の定期的対話によるこれら部門の関与の深化（2016 年－25 年）。詳細な説明はない。

なお、貿易円滑化戦略行動計画（AEC2025 Trade Facilitation Strategic Action Plan）2017 年 8 月の第 31 回 AFTA 評議会で採択されている。

4. 税関（2016 年－25 年）

ATIGA は税関については全 20 条の詳しい規定を設けている^{注10}。目的として、税関に関する法の施行における予見可能性・一貫性・透明性の確保、税関手続きの効率的・経済的な実施と迅速な通関、手続きと慣行の簡素化と調和、税関当局の協力推進が掲げられている。主な規定は、税関手続きと管理（54 条）、物品到着前の書類取り扱い（55 条）、リスク管理（56 条）、関税評価（57 条）、情報技術の利用（58 条）、事前教示（61 条）、一時輸入（63 条）、税関協力（64 条）、透明性（65 条）、照会所（66 条）などである。2012 年には全 65 条の ASEAN 税関協定（ASEAN Agreement on Customs）が締結され 2014 年に発効している。ASEAN 税関協定は、全 13 条の 1997 年 ASEAN 税関協定を大幅に拡充しており、通関の電子化、ASW、ASEAN 税関申告書（ACDD）などを踏まえた協定となっている^{注11}。

税関については、次のような広範な行動計画が策定されている。

- ①国内法に従いベストプラクティスと情報交換を通じて越境犯罪と違法貿易と戦うために ASEAN の税関当局が協力を強化する。
- ②越境のための書類の交換の円滑化のために ASEAN シングルウィンドウを全面的に実施するとともに WTO 貿易円滑化協定の推進により国境手続

きの効率化と簡素化により貿易円滑化を促進。

- ③ ASEAN の税関職員間で知識とベストプラクティスを共有することにより関税評価と分類での協力を促進。
- ④ 税関とビジネス界の連携の推進。
- ⑤ 南北回廊と東西回廊での ASEAN 税関通過システム (Customs Transit System) の実施による ASEAN の連結性の促進。
- ⑥ 急速に変化する国際貿易環境に合致する最新の税関組織についての能力養成と知識共有による税関の現代化促進。

5. 任意規格・強制規格・適合性評価 (規格・基準: Standard, Technical Regulations and Conformity Assessment: STRACAP)

ATIGA は 7 章が STRACAP の規定である。WTO の貿易の技術的障害に関する協定 (TBT) の再確認と遵守 (73 条)、任意規格については国際標準・慣行と自国の標準の調和、適合性評価の結果の相互承認、部門別の ASEAN 相互承認取り決めと調和した規制体制の設立など (74 条)、強制規格については貿易への技術的障害をもたらさないようにすること、国際標準あるいは国際標準に調和した国内標準を基礎とすること、内国民待遇、最恵国待遇などが規定されている (75 条)。適合性評価手続きについては、貿易に不必要な障害をもたらさないようにすること、国際標準と慣行に従った手続きの採用、部門別相互承認取り決めの促進などが規定されている (76 条)。ACCSQ (ASEAN 標準品質協議会) が施行の責任を持つ (77 条)。

ASEAN は、電気電子機器、化粧品、医療機器で統一規格、統一規制への調和・準拠を進め、加工食品、自動車、建築・建設材料で統一規格・規制などの策定作業が始まっている^{注12}。STRACAP では次のような行動計画が策定されている。

(協力枠組みおよびガイドラインの策定)

- ① 任意規格の調和のための ASEAN ガイドラインに基づき市場統合支援のために重要な調和した任意規格が利用できるようにするための任意規格作

成協力枠組みの強化（2016年－25年）。

- ②科学的・法定計量ニーズへの ASEAN ロードマップの開発への支援と貢献（2020年）。
- ③認証および適合性評価のための ASEAN ガイドラインに基づく、認証協力枠組みの強化（2016年－25年）。
- ④相互承認取決め（Mutual Recognition Arrangements: MRAs）開発のための ASEAN ガイダンスに関連して調和した規制体制を確立するための部門別の包括的ガイドラインを作成（2020年）。
（実施イニシアチブ、メカニズムなどの強化）
- ⑤加盟国のリスク評価手法と市場監視システムに関し ASEAN 地域の早期警戒システムの実施を強化し共通のアプローチを採用する（2016年－25年）。
- ⑥現存の ACCSQ 相互承認取決めと調和した規制体制をカバーする進行中の市場統合イニシアチブの見直しと加速（2016年－25年）。
- ⑦零細中小企業のニーズに応えることを含む既存および新たな分野における貿易促進的な STRACAP イニシアチブの実施の強化（2016年－25年）。
（国際協力および協調）
- ⑧国際標準機関における共通のポジションのための効果的な参加と協調の強化（2016年－25年）。
- ⑨国際および地域機関での新たなあるいは開発中の課題についての ASEAN としての意見の代表のための調整と協力（2016年－25年）。
- ⑩任意規格、適合性評価、計量、強制規格におけるグローバルな機関およびその他の機関に参加する協調したアプローチ（2016年－25年）。
（実施体制の整備、強化）
- ⑪強制規格のための適合性評価活動の実施に向けての共通アプローチの確立。可能な場合民間セクターによるサービスの利用増加（2016年－25年）。
- ⑫ ACCSQ と作業グループ、製品グループによる作業のための組織、対象分野と権限、プロセスと手続きの見直しと内部モニタリングの強化（2017年－18年）。

(人材育成および対話国などとの協力)

- ⑬ ASEAN の規格の制度や機関を支援するために必要な技能と知識を持つ人材の育成のための規格についての教育のためのニーズを見つけイニシアチブを支援 (2017 年 - 25 年)。
- ⑭ 規格と認証分野での専門的サービスの提供のための人的資本と制度的な能力の強化のためのニーズを見つけイニシアチブを支援 (2016 年 - 25 年)。
- ⑮ 人材育成と STRACAP 分野での専門的リソースの共有の促進のための ASEAN 加盟国間での協力強化 (2016 年 - 25 年)。
- ⑯ 対話国およびその他の域外の開発のパートナーとの協力の強化拡大 (2016 年 - 25 年)。

おわりに

貿易円滑化については、2017 年の第 49 回経済大臣会議で「貿易円滑化戦略的行動計画」が採択され、貿易取引コストを 2020 年までに 15% 削減すること、2017 年から 25 年の間に ASEAN 域内貿易を倍増すること、世界経済フォーラムのグローバル競争力報告および世界銀行のビジネス環境調査における ASEAN 各国のランクを上昇させることが目標として掲げられている^{注13}。CSAP はブループリントよりは詳細になったが、スケジュールなど具体性に欠けており、こうした分野別行動計画を分析することが必要である。

ブループリントの実施状況は全体として遅いが、原産地証明 (ATIGA Form D) の電子的交換が 2018 年 1 月に 5 か国で開始されたように実施されつつある分野もある。AEC2025 の進展と実施状況および影響を把握するには、部門別行動計画および実施状況の分析が不可欠である。

参考文献

- 石川幸一 (2009) 「新 AFTA 協定の締結」、『季刊国際貿易と投資』2009 年春号、No.25
- 助川成也 (2016) 「物品貿易の自由化に向けた ASEAN の取り組み」、石川・清水・助川編所収
- 石川幸一・清水一史・助川成也編著 (2016) 『ASEAN 経済共同体の創設と日本』文真堂。

石川幸一(2017)「AEC2025とASEANの新たな挑戦」、調査研究シリーズ、国際貿易投資研究所。
ASEAN Secretariat (2017a)、The 49th ASEAN Economic Ministers' (AEM) Meeting ,
Joint Media Statement
ASEAN Secretariat (2017b) , AEC2025 Trade Facilitation Strategic Action Plan

注

- 1 CSAPについては、石川(2017)「AEC2025とASEANの新たな挑戦」を参照。
- 2 ATIGAについては、石川(2009)を参照。
- 3 たとえば、TPPではAECでは規定されていない政府調達の開放を認めている。
- 4 助川(2016)80ページ。
- 5 助川(2016)前掲書、85 - 86ページ。
- 6 積み上げ方式は、原産材料価格+直接労務費+直接経費+利益により原産価額を計算し、
控除方式は、FOB価格-非原産材料価格により原産価額を計算する。
- 7 自己証明制度については、助川(2016)前掲書、108 - 110ページによる。
- 8 ASEAN Secretariat (2017a)
- 9 助川(2016)119ページ。
- 10 石川(2009)61ページ。
- 11 助川(2016)121 - 122ページ。
- 12 助川(2016)119 - 120ページ。
- 13 ASEAN Secretariat (2017b)